

平成24年第1回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成24年3月9日 午前10時00分 開会  
午後 2時32分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 辻 村 美智子	2番 中 川 佳 三
3番 岡 本 吉 司	4番 春 木 孝 祐
5番 朝 岡 佐一郎	6番 西 井 覚
7番 藤井本 浩	8番 吉 村 優 子
9番 阿 古 和 彦	10番 溝 口 幸 夫
11番 川 辺 順 一	12番 赤 井 佐太郎
13番 川 西 茂 一	14番 寺 田 惣 一
15番 下 村 正 樹	16番 西 川 弥三郎
17番 南 要	18番 白 石 栄 一

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	杉 岡 富美雄
教 育 長	大 西 正 親	総 務 部 長	河 合 良 則
企 画 部 長	田 中 茂 博	市 民 生 活 部 長	松 浦 住 憲
都 市 整 備 部 長	石 田 勝 朗	産 業 観 光 部 長	吉 川 正 隆
保 健 福 祉 部 長	吉 川 光 俊	教 育 部 長	中 嶋 正 英
上 下 水 道 部 長	池 田 雅 直	消 防 長	岩 井 利 光
会 計 管 理 者	坂 口 徳 子		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	福 井 良 祝	書 記	西 川 育 子
書 記	西 川 雅 大		

6. 会議録署名議員 5番 朝 岡 佐一郎 13番 川 西 茂 一

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 施政方針について
- 日程第4 議第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 議第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 報第1号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第7 議第3号 市道の認定について
- 日程第8 議第4号 葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例を制定することについて
- 日程第9 議第5号 葛城市地域振興基金条例を制定することについて
- 日程第10 議第6号 葛城市水道事業の剰余金の処分等に関する条例を制定することについて
- 日程第11 議第7号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第8号 葛城市公民館条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第9号 葛城市歴史博物館条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第10号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第11号 葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第12号 葛城市営住宅条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議第13号 葛城市火災予防条例の一部を改正することについて
- 日程第18 議第14号 平成23年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について
- 日程第19 議第15号 平成23年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第20 議第16号 平成23年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第21 議第17号 平成23年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決について
- 日程第22 議第18号 平成23年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第23 議第19号 平成24年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第24 議第20号 平成24年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第25 議第21号 平成24年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第26 議第22号 平成24年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第27 議第23号 平成24年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第28 議第24号 平成24年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 日程第29 議第25号 平成24年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第30 議第26号 平成24年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について

- 日程第31 議第27号 平成24年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第32 議第28号 平成24年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前10時00分

**西川議長** ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、平成24年第1回葛城市議会定例会を開会いたします。

初めに、昨年、東日本に甚大な被害をもたらし、多くの尊い人命が奪われました東日本大震災の発災からちょうど1年が経とうとしております。ここに、犠牲となられた方々のご冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。議場内におられる皆様、どうぞご起立をお願い申し上げます。

黙祷。

(黙祷)

**西川議長** 黙祷を終わります。ご着席ください。

本日、平成24年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会には平成24年度予算を初め、多くの重要議案が提出されるわけですが、どうか皆様の格段のご協力によりまして議会運営が円滑に進行できますようお願いを申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は議事日程記載の日程第4から日程第32までの29議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から定期監査並びに例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

次に、委員会視察に係る委員派遣についてご報告申し上げます。去る12月27日、総務文教常任委員会協議会において、所管の調査事項の先進地視察として、宇陀市学校給食センター並びに五條市学校給食センターを視察されました。また、2月10日、都市産業常任委員会協議会において、所管の調査事項である新道の駅建設予定地周辺並びに所管の他の事業現場を視察されましたので、ここにご報告いたします。

次に、閉会中に開催されました常任委員会並びに特別委員会の審査状況について、各委員長より報告を願います。

初めに、総務文教常任委員会より報告願います。

7番、藤井本君。

**藤井本総務文教常任委員長** おはようございます。

総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の審査状況についてご報告を申し上げます。

委員会は平成24年2月17日に開催し、審査をいたしております。

委員会では、学校給食センターの建設について説明がありました。

委員からは、建設予定場所は山麓地域整備計画の中にあり、今までの計画にない給食センターを予定地とすることについて、また、マスタープランの変更について等問題がないのか、さらに、既存建物を取り壊していくことが妥当であるのかどうかという意見がございました。

この件につきましては継続して調査をすることになりました。

以上で総務文教常任委員会の閉会中の継続審査の報告といたします。

**西川議長** 次に、都市産業常任委員会より報告を願います。

10番、溝口君。

**溝口都市産業常任委員長** おはようございます。議長のお許しを得ましたので、都市産業常任委員会の閉会中の継続審査の審査状況についてご報告いたします。

委員会は平成24年2月23日に開催し、審査をいたしております。

審査は新道の駅事業について行いました。まず、地域活性化事業である新道の駅整備事業を位置づける山麓周辺地区の都市再生整備計画（案）の説明があり、社会資本総合整備交付金事業の事業内容及びスケジュールについて説明を受けました。また、運営面においては新道の駅設立委員会の経過、状況について説明があり、法人化に向け協議を重ねており、今後とも運営形態等、本委員会に報告をいただき、審査を継続することになりました。

以上で都市産業常任委員会の閉会中の継続審査の報告といたします。

**西川議長** 次に、議会改革特別委員会より報告を願います。

2番、中川君。

**中川議会改革特別委員長** おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、閉会中の議会改革特別委員会の審査状況について、ご報告を申し上げます。

委員会は平成24年2月17日に開催し、審査をいたしております。

審査内容は議員定数の見直しをすることで意見を聞き、議論を重ねてまいりましたが、その具体的な協議に向け、議員定数削減に向けた議論をしていくことについて賛否を問い、今後は定数削減に向けた具体的な事項について議論を重ね、検討していくこととなりました。

次に、各委員会の会議録についても本会議同様、3月議会分から葛城市のホームページに掲載していくことと決しました。

以上で議会改革特別委員会の報告といたします。

**西川議長** 最後に、新クリーンセンター建設事業特別委員会より報告を願います。

13番、川西君。

**川西新クリーンセンター建設事業特別委員長** それでは改めまして、皆さんおはようございます。議長のお許しをいただきましたので、閉会中の新クリーンセンター建設事業特別委員会の審査の状況についてご報告を申し上げます。

委員会は平成24年3月5日に開催いたしました。審査をいたしております。

審査の内容といたしましては、バイオコークス設備については現地調査も行い、大学の先生等から説明願ったが、新炉建設に当たっては熱利用が構造上難しいことから、バイオコークス設備については断念をするという報告がありました。

次に、當麻クリーンセンターの解体が2月末で76%の進捗状況で、その他今後の工程について説明がございました。

以上で新クリーンセンター建設事業特別委員会の報告といたします。以上でございます。

**西川議長** 閉会中に開催された委員会の審査状況については、以上であります。

最後に、今回提出されました意見書（案）等につきましては、既に配付いたしております4件でございます。各所管において取扱いについてのご協議をいただきますよう、よろしく

お願いいたします。

以上で、報告を終わります。

ここで、山下市長から招集者としてのごあいさつを願うことにいたします。

市長。

**山下市長** 皆様、おはようございます。

本日、ここに平成24年第1回葛城市議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては公私何かとご多忙の中にもかかわらず、全員ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、平素から市政運営に関しまして、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会につきましては人事案件を初め、条例の制定及び改正、また、平成24年度一般会計及び特別会計予算など、29議案の案件につきましてご審議をお願いするものでございます。それぞれ提案時におきまして、その都度内容説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げます。

市長就任以来、4度目となる新年度の予算編成、市政運営の総仕上げの年度に臨み、改めて本市の発展と市民皆さんの福祉の向上のために渾身の努力をする覚悟をいたす次第でございます。なお、私の考えや思いにつきましては、平成24年度施政方針において述べさせていただきたいと存じます。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**西川議長** これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、5番、朝岡佐一郎君、13番、川西茂一君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、審議日程、審議方法について、議会運営委員会で協議を願っておりますので、運営委員長から報告を願います。

5番、朝岡君。

**朝岡議会運営委員長** 平成24年第1回葛城市議会定例会の開催に当たり、去る2月29日、議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告をいたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3において、市長から平成24年度の施政方針を受けます。

次に、日程第4、議第1号及び日程第5、議第2号の人事案件2議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。なお、本2議案につきましては人事案件でございますので、議案の朗読を行います。

次に、日程第6、報第1号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説

明を受けた後、法の規定により質疑のみ行います。

次に、日程第7、議第3号議案につきましては、上程し、その内容説明を受けた後、質疑まで行い、都市産業常任委員会に付託をいたします。

続きまして、日程第8、議第4号から日程第17、議第13号までの条例の制定及び一部改正10議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、各常任委員会に審査を付託いたします。

総務文教常任委員会には、議第4号、議第5号、議第7号、議第8号、議第9号及び議第13号の6議案を、民生水道常任委員会には、議第6号、議第10号及び議第11号の3議案を、都市産業常任委員会には議第12号議案をそれぞれ付託し、審査を願います。

次に、日程第18、議第14号から日程第22、議第18号までの平成23年度各会計補正予算5議案につきましても一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、各常任委員会及び特別委員会に審査を付託いたします。

総務文教常任委員会には議第14号の関係部分及び議第17号の2議案を、民生水道常任委員会には議第14号の関係部分、議第15号、議第16号及び議第18号の4議案を、都市産業常任委員会には議第14号の関係部分をそれぞれ付託いたします。

また、新クリーンセンター建設事業特別委員会及び尺土駅前広場整備事業特別委員会の2つの特別委員会につきましても、議第14号の関係部分をそれぞれ付託し、審査をお願いいたします。

次に、日程第23、議第19号から日程第32、議第28号までの新年度予算10議案につきましても一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し、審査を付託いたします。なお、委員会の定数は9名とし、委員は各常任委員会より3名ずつ選出願います。

以上で1日目は散会いたします。

続いて、会議日程及び会期はお手元に配付のとおりでございます。会期は、本日3月9日から3月28日までの20日間とし、3月12日午前10時より本会議、一般質問を行います。続いて、13日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。14日午前9時30分より民生水道常任委員会、15日午後2時より都市産業常任委員会、16日午後1時より総務文教常任委員会を開催願います。19日午前9時30分より新クリーンセンター建設事業特別委員会、同じく19日午後2時より尺土駅前広場整備事業特別委員会を開催願います。21日、22日、23日はいずれも午前9時30分より予算特別委員会をそれぞれ開催し、付託議案の審査をお願いいたします。3月26日と27日は予備日とし、3月28日午前10時より本会議を開会いたします。まず、会期中に行われました各常任委員会における調査事項についての審査状況をそれぞれの委員長より報告を願います。その後、各委員会に付託をされた議案につきましても委員長より審査結果について報告を願ひ、質疑、討論の後、採決をお願いいたします。また、本日、本会議終了後、2階の203会議室におきまして議会全員協議会が開催をされますので、よろしくお願ひいたします。

会議の日程及び会期については以上でございます。

次に、意見書（案）等につきましては、お手元に配付のとおり、4件の提出がございました。それぞれの所管において、その取扱いについてご協議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

最後に、一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は3回まで、一問一答方式を選択された場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては質疑、答弁含めて1人60分以内といたします。

以上、報告といたします。皆様方のご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

**西川議長** ここで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時25分

**西川議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただ今の運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日9日から28日までの20日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日9日から28日までの20日間とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。

議案審議につきましても、ただ今の運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第3、施政方針について。市長より平成24年度の施政方針を受けます。

市長。

**山下市長** それでは、ただいまから平成24年度まちづくり施策につきまして、ご報告をさせていただきます。

本日、平成24年第1回葛城市議会定例会の開会に当たりまして、議員各位のご健勝を心からお喜びを申し上げますとともに、平素から市政の推進にご尽力をいただいておりますことに対し、衷心より感謝申し上げます。諸議案のご審議をお願いするに先立ちまして、平成24年度当初予算案を初め、市政の重要案件について私の所信を申し述べ、改めまして議員の皆様並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私が平成20年10月に市政をお預かりさせていただいて以来、3年余りがたち、これまで市民の皆様方の熱い思いに支えていただきながら、ひたむきに市政運営に取り組んでまいりましたが、新年度はいよいよその総括の年となるわけでございます。現在、地域主権改革一括法の施行に伴い、事務事業における国と地方の関係が大きく変化しつつあります。そうした



中で、私たちの葛城市におきましても災害時応援協定の締結、乳幼児等医療費助成制度の拡充、大字懇談会の開催、市民活動支援事業の創設、学校施設の耐震化、事務事業市民判定会の開催など、市民の皆様方のお声におこたえするべく、地域のことは地域で決めるという理念のもと、本市独自の事業を積極的に展開してまいりました。

また、一方では文化財の宝庫であります葛城市をよりよく知っていただくため、現在、葛城市名所旧跡ウォーキングガイドARナビの製作や、5カ国語によるホームページの充実を図っているところでございます。そして、何と申しましても、相撲発祥の地である葛城市におきまして、来る4月2日に大相撲葛城場所が開催されますことは、我が国が世界に誇る相撲文化の原点に立ち返り、相撲の醍醐味を味わい、郷土への愛着をはぐくむ上でも大変意義深いものであるとの思いを強くいたしております。

私の任期は残すところ8カ月足らずとなったわけですが、市民の皆様により愛される葛城市にしたいという思いは従来にも増してあふれるばかりでございます。新年度はこれまで取り組んでまいりました諸施策の成果と課題を慎重に検証し、さらにそれを確固たるものにするとともに、なお一層進展させてまいりたいと考えております。

さて、我が国の経済情勢は本年2月に発表されました政府の月例経済報告によりますと、景気は東日本大震災の影響により、依然として厳しい状況にある中、緩やかに持ち直しているとされております。しかしながら、政府は平成24年度予算編成において、少子高齢化による労働力人口の減少のもとで、財政状況も日に日に厳しさを増していくという、東日本大震災以前から「そこにある危機」、そして東日本大震災、原発事故と電力制約、円高、世界的な金融市場の動揺といった「新たな危機」、現在我が国が直面しているこれら次元の異なる2つの危機をチャンスに変えるために、平成22年6月に閣議決定された新成長戦略における取り組みを加速強化するとの基本方針を示しておりますが、我が葛城市におきましてもその影響を避けて通るわけにはまいりません。

このような情勢の中で、本市におきましてはこれまで歳出削減の積極的な取り組みや、自主財源である市税の収納確保等の行財政改革を行ってきたことなどにより、財政指標におきましては比較的健全な財政運営を維持してまいりました。平成22年度の一般会計決算では個人市民税におきまして景気低迷に伴う個人所得の減収により、対前年度比約1億4,500万円の減収となりましたが、国の臨時交付金や普通交付税の増加等により、基金積立てを行った上、6億円余りの実質収支を上げる決算となりました。しかしながら、先に申し上げましたとおり、国内外の経済情勢は極めて憂慮すべき状況に直面しており、ますます厳しい財政運営を強いられることは必至であると考えております。

まず、歳入面におきましては、税制改正による個人市民税の増額は今後見込めるものの、市税全体での著しい増額は見込めそうにございません。また、地方交付税につきましては、地域主権改革の推進に伴う拡充が求められてはおりますものの、国として東日本大震災の復興を初め、原発事故からの再生等に相当の支出を余儀なくされること等を勘案いたしますと、交付税額も慎重に見込まざるを得ない状況でございます。したがって、税収の確保はもとより、本市の諸事業を実施する上で国や県の補助事業等を少しでも有利かつ有効に活用で

きるものは、積極的にその獲得に努めた中での予算編成を推進してまいりました。

一方、歳出面におきましては、経常的な経費につきましては事務事業市民判定会で市民の皆様からお寄せいただいた貴重なご意見を尊重しながら、引き続き枠配分予算を取り入れ、極力その節減を図りました。その一方で、重点施策につきましては各所管において意欲的に立案し、限られた財源の中で効率的でめりほりのある予算配分とさせていただきます。とりわけ、新市建設計画に基づく独自色豊かな各種事業を本格的に実施するため、計画期間内に着実かつ効率的に実施できるよう、財政の健全化には留意しつつも積極的に予算計上をさせていただきます。

それでは、新年度の主要施策の概要につきまして、明るい葛城市づくりのための五カ条プランの観点からご説明申し上げます。

第1に、市民の皆様と一緒に取り組む新しいまちづくりでございます。

市民の安全の確保として、現在とはともすれば暴力団が市内の事業活動や市民の皆様のご生活に介入し、多大な脅威を与えかねない社会情勢でございます。そのことにかんがみ、暴力団をこれらの場から排除して青少年の健全な育成を図り、暴力団の威力の利用や暴力団等に対する利益の供与を禁止し、市民の皆様のご安全で平穏な生活を確保することを目的に、暴力団排除条例を施行し、社会経済の健全な発展に寄与してまいります。次に、防犯対策につきましては、近鉄新庄駅前とJR大和新庄駅前の駐輪場に防犯カメラを設置いたしますとともに、市内の家庭、商店、事務所などで掲出していただいているこども110番の家の推進と青色防犯パトロールカーによる市内の巡回を引き続き行い、犯罪の抑止に努めるとともに、街灯の設置につきましても新設及び取替えに係る補助を引き続き実施し、安全なまちづくりを進めてまいります。また、交通安全対策につきましては、交通安全母の会や交通対策協議会などの皆様のご協力をいただくとともに、交通指導員による指導啓発等を行い、交通事故の防止に努めてまいります。さらに、子育て支援の一環として実施しております幼児2人同乗用自転車の新規購入につきましても、奈良県道路交通法施行細則の安全基準に適合する自転車に限り、購入費用の補助を引き続き実施してまいります。

次に、自然災害や火災等への安全性の向上でございます。昨年は東日本大震災や台風12号等による大災害が発生し、防災に対する日ごろの備えの大切さを痛感いたしました。このような状況のもと、本市におきましても地域防災計画の見直しと、より実態に即した防災マップの作成が課題となっております。被害を最小限にとどめるには、災害発生が想定される地域の状況をあらかじめ把握し、安全な避難などの対応を図ることが大切となっております。本市では各大字に担当職員を割り当て、皆様から危険箇所や避難経路、避難場所等についてのご意見をお聞かせいただくことにより、地域単位の防災マップを作成し、小学校区単位で実施する地域防災訓練に活用してまいります。また、自助・共助の精神が培われる自主防災組織の設立を推進し、要援護者への支援等一人ひとりの絆を深め、いざというときに助け合える安全で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。あわせて、新庄庁舎と當麻庁舎に1台ずつ衛星電話を備えることによって、万が一の事態にも対応できるようにしてまいります。さらに、市民の皆様を対象とする地域防災訓練は引き続き小学校区単位で実施

してまいります。加えて、近い将来に発生が想定される南海・東南海地震に備え、災害応援協定の充実を図るとともに、既存木造住宅の耐震化を促す耐震診断支援事業や耐震改修工事補助事業を継続して実施し、地震の発生に備えるまちづくりにも努めてまいります。次に、住宅火災予防の強化を図るため、引き続き高齢者宅への防火訪問、事業所や自治会及び学校等での防火指導並びに防火教育を実施いたしますとともに、住宅用火災警報器が未設置の住宅に対しましては推進活動を継続的に進めてまいります。また、各大字及び各事業所等に対する消防防災訓練指導を引き続き実施してまいります。さらに、消防・救助隊員に専門知識を習得させるための教育・訓練に努め、災害が発生した場合には消防団員との連携を図り、災害の被害を軽減するため、現場での活動強化に努めてまいります。

次に、市民生活の安心感の向上でございますが、近年、架空請求、悪徳商法、ネット利用に伴うトラブル等の消費者問題が相次いで発生しております。このような消費者問題に対応するための消費者相談窓口につきましては、広域連携により相談窓口の充実を図る意味から、葛城市は毎週月曜日、御所市は毎週木曜日に消費生活相談を行い、いずれの市におきましてもご相談いただける体制を編成してまいります。また、若年者への就職支援として、就業に関する無料相談も実施いたします。次に、無料法律相談につきましては、複雑化する社会情勢に伴い、近年相談件数も増加しておりますので、引き続き新庄庁舎と當麻文化会館におきまして、弁護士による無料法律相談所を毎月1回ずつ開設いたします。あわせて奈良県弁護士会の中南和法律相談センターもご利用いただき、市民の皆様の不安や心配ごとの解消に努めてまいります。

次に、快適な生活環境の保全でございます。まず、本市の生活環境を保全し、美しいまちづくりを推進するため、違反簡易広告物追放団体等による違反広告物であるはり紙等の除去活動や、市内一斉清掃等の推進、環境委員をはじめ市民の皆様による不法投棄の監視体制の強化を実施してまいります。次に、環境保全・災害防止の観点から、葛城市産業廃棄物処理施設及び設備の設置等の指導に関する条例に基づき、産業廃棄物処理施設及び設備の適切な設置の指導を実施いたしますとともに、葛城市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に基づき、盛土・切土行為にも適切な指導を講じてまいります。次に、地域新エネルギービジョンにつきましては、公共施設へのクリーンエネルギー導入の可能性を検討するとともに、家庭用太陽光設備の助成方法等を検討してまいります。あわせて分別収集の促進、ごみの減量化及び資源化の施策として、生ごみ処理機購入助成制度及び再生資源集団回収助成制度の施策も引き続き実施してまいります。また、生ごみを堆肥化するおひさま堆肥事業をNPO法人と協業して、さらなる拡充を目指してまいります。次に、新クリーンセンターの建設につきましては、當麻クリーンセンター跡地に新クリーンセンターを建て替えるに当たり、進入道路を一部新たに造成いたしました。現在、この道路を利用いたしまして當麻クリーンセンターの解体撤去工事を行っているところでございます。新年度は進入道路の未工事部分を2車線とする拡幅整備を進め、施設の敷地部分の拡張造成工事及び焼却炉本体等の設計並びに建設工事に取りかかってまいります。また、新焼却施設が稼働した際の分別収集やその収集体制についても検討を加えてまいります。次に、下水道事業につきましては、引き

続き管渠敷設工事による面整備を推進するとともに、水洗化率の向上に努めてまいります。

続きまして、日常生活の利便性の向上でございます。まず、尺土駅前周辺整備事業及び国鉄・坊城線整備事業につきましては、新年度も事業推進に向け関係者のご理解とご協力をいただきながら、事業推進を積極的に図ってまいります。次に、地域活性化事業につきましては、市の農業、商工業など産業の活性化を図るため、地域活性化事業（仮称道の駅）計画検討委員会及び市民ワーキング会議市民委員により検討を願い、基本計画の策定をいただきました。現在、完成後の運営組織についても検討を願っているところでございます。新年度は、関係者のご理解とご協力をいただきながら、国の社会資本整備総合交付金事業を活用して事業推進を図ってまいります。次に、吸収源対策公園緑地事業は社会資本整備総合交付金事業として実施する地球温暖化対策の一層の推進を図ることを目的とし、温室効果ガス吸収源対策に資する公園緑地の整備または公園施設の緑化を推進する事業でございます。関係者のご理解とご協力をいただきながら、新年度から5カ年度にわたって実施いたします。まず、初年度は忍海、柿本、疋田、兵家の4地区を対象に実施し、市民の皆様にとって憩いのある公園緑地づくりを進め、緑を身近に実感できるコミュニケーションの場としてのご利用をいただけるよう、取り組んでまいります。次に、国道165号大和高田バイパスの4工区につきましては、早期に事業推進を図っていただけるよう、国土交通省と連携を密にしております。県道樞原新庄線につきましては、関係者のご協力のもと、用地買収がほぼ完了し、新年度から埋蔵文化財調査を、また、一部区間につきましては工事に着手していただける計画でございます。今後とも早期完成に努力願えるよう要望してまいります。次に、公共バスにつきましては、本市社会福祉協議会の協力のもと、ゆうあいバスとも連携を図ることで利便性の向上を図り、今後も利用状況や市民の皆様のご意見を参考に、より多くの方々にご利用いただきけるよう努めてまいります。

次に、市民が主体となるまちづくりでございます。多くの市民の皆様がより積極的、主体的にまちづくりに参画し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とした市民活動支援事業補助金によりまして、これまでに6団体が市民公益活動の活性化事業に取り組んでいただいております。引き続き、本補助金制度を実施し、魅力のあるまち・葛城市の実現に取り組んでまいります。

地域産業の振興でございます。企業誘致につきましては、昨今の景気低迷により、新規の誘致は困難な状況ではありますが、市長みずから毎年市内企業の本社等に出向き、情報収集することによりニーズをとらえ、その中から工場等の増設を希望される企業の相談に乗らせていただく一方、工業系ゾーンとして設定されている薑、新村、新町地区におきましては今後も県との連携を図りながら、優良企業等の誘致の受け入れを、また、他の地区につきましては地域振興産業の受け入れを関係機関のご協力をいただきながら、積極的に推進してまいります。

次に、心豊かな人づくりでございます。まず、同和問題を初め、あらゆる差別の解消を目指し、啓発活動や集会、各種研修会等を実施してまいります。男女共同参画社会の実現につきましては、男女共同参画基本計画に基づいて啓発、情報提供に一層努め、「性別にとらわ

れず一人ひとりの個性が輝く男女共同参画のまち・かつらぎ」の実現を目標として取り組んでまいります。

次に、障がい者福祉の充実でございます。障がい者及び障がい児福祉につきましては、国の制度改正により、児童に対するサービスが障害者自立支援法から児童福祉法に基づくサービスに変更され、また、これまで県で実施されておりました通所サービスが市町村において実施することになるなど、実施主体の移行により障がい者支援の強化を図ることになりました。また、県からの権限移譲により、市町村が身体障がい者及び知的障がい者相談員の設置をすることとなりました。このようにめまぐるしく制度が変わる中、市民の皆様に正確な情報を迅速に提供するとともに、障がい者の方が自立し、安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、関係機関、サービス事業所等と連携し、適切なサービスの提供ができるよう努めてまいります。また、本市独自の事業につきましても、「重度心身障害者等福祉年金」等、引き続き実施してまいります。なお、中和地区3市1町障がい者自立支援協議会につきましては、課題に即した部会やプロジェクトチームの設置等の組織再編成を行い、支援体制の充実、強化を図ってまいります。

次に、生活保護受給者への支援でございます。雇用情勢が依然として厳しい中、全国的には戦後最高の生活保護受給者数となっており、本市におきましても同様に生活保護受給者数は増加傾向にあります。生活保護に至るまでのフォローとしてハローワークでの訓練・生活支援給付事業及び社会福祉協議会の生活福祉資金貸付等の制度の説明及びその活用について推進を図ってまいります。また、離職を余儀なくされ住宅喪失のおそれのある方に対しましては、引き続き住宅手当の支給を実施してまいります。なお、自立支援を推進していく上で関係部署やハローワークとも連携を密にして就業指導及び適切な相談や助言等を行ってまいります。

続きまして第2、安心して子育てができるまち、人づくりはまちづくりでございます。

まず、子どもたちの安全の確保でございますが、子どもたちが安心して学習できる教育環境の充実を図るため、新庄小学校北中棟、北棟校舎及び磐城小学校屋内運動場の耐震補強・大規模改造工事を初め、耐震診断の結果、早期に建て替えの必要な新庄小学校附属幼稚園の改築工事を実施してまいります。また、忍海小学校南棟校舎、白鳳中学校屋内運動場の耐震補強・大規模改造工事の実施設計と新庄北小学校附属幼稚園の耐震診断、補強基本計画の業務委託も進めてまいります。

続いて、子ども・若者育成支援事業でございます。現在、葛城市子ども・若者支援地域協議会の運用とともにニート・ひきこもり傾向にある若者に対する相談業務をサポートルームにおいて実施しているところでございます。このサポートルームにおける相談業務の回数を、昨年10月に開設当初の週1回から週4回に拡充したことにより、徐々にその相談件数がふえてまいりました。本市の子どもや若者が健やかに成長することを願い、地域協議会の運営とともに教育相談室ともなお一層連携を深めながら、社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者を中心に引き続き支援を行ってまいります。事業の推進に当たりましては、専門の臨床心理士及び指導員等を配置して相談や助言等を進めるとともに、地域としての支援が必要な

子ども・若者に対しどのような支援が可能か、また、どのような体制が有効かを地域協議会におきまして、引き続き協議してまいります。加えて、関西大学との連携協定により、人的支援や知的資源の提供も受けながら、事業の効果的な推進に努めてまいります。

続いて、食育の推進でございます。まず、保育所におきましては引き続き地元野菜を取り入れた献立を中心に、望ましい食習慣や食事のマナー、食べ物の大切さや感謝の気持ちの育成等、発達段階に応じた食育の推進を、菜園活動等の体験を通じて充実してまいります。次に、各幼稚園、小・中学校の給食につきましても、給食材料購入助成を引き続き行いながら、保育所と同様に食育の推進を図るとともに、今後も調理や献立に工夫を凝らし、安全でバランスのとれた栄養豊かで魅力のある給食を提供してまいります。また、給食センターの新設に当たり、その用地購入及び実施設計の業務委託も進めてまいります。

続けて、地域で支える子育てでございます。まず、保育所につきましては、公立保育所と私立保育園との連携を図り、保護者のニーズに合った保育サービスの提供に努めてまいります。また、昨年10月に着工いたしました磐城第2保育所整備事業でございますが、平成25年3月の完成に向けて工事を進めてまいります。次に、学童保育事業につきましては、放課後の子どもの居場所として安心して過ごせるよう、指導員が研修で得た知識を活かし、充実した学童保育を実施してまいります。次に、子育て支援センター事業であります。子育て中の親子が自由に遊べる場、悩みを相談できる場として安心して子育てができるよう、事業の内容の充実を図ってまいります。それとともに、市民の皆様にも子育てにかかわっていただけるよう、子育てボランティアやファミリーサポート会員を継続して募集し、子育て家庭を支援してまいります。次に、こんにちは赤ちゃん事業につきましては、子育ての孤立化を防ぎ、乳幼児の健全な養育環境を確保するために、地域民生児童委員のご協力による訪問事業を引き続き実施してまいります。

次に、学校教育の充実でございます。新年度から小学校、中学校とも新教育課程が完全実施されます。学習内容が従来より増加し、学力と体力、運動能力の向上、豊かな人間性の育成等が一層求められております。それらの要請に授業時数を確保して積極的に応えるべく、既に平成23年度におきましては創立記念日を授業日といたしました。さらに、新年度からは夏期休業期間を6日間短縮いたします。したがって、新年度の2学期の始業式は8月27日月曜日となり、それに伴いまして学校給食の開始も9月3日月曜日に繰り上げるとともに、この日から全日授業といたします。残暑厳しい時期であります。教育内容や方法の創意工夫を重ねながら、生み出した時間を有効に活用したいと考えております。

次に、学校・地域連携事業でございます。学校現場は教育に対するニーズの多様化に伴ってさまざまな業務が生じ、また、教育改革に伴う新たな教育活動の要請などにより、一段と多忙をきわめております。そこで、学校教育の充実と地域・家庭の教育力の向上を図るため、引き続き市内各小・中学校に学校支援地域コーディネーターを設置し、学校支援ボランティアの派遣等を行いながら、環境整備支援活動等を推進してまいります。

次に、教育相談体制の充実でございます。まず、各中学校のスクールカウンセラーにつきましては、県から新庄中学校に派遣されるカウンセラーの時間数削減に伴い、児童・生徒や

保護者、教員のニーズに対し、迅速に対応しづらくなってまいりました。そこで、市の単費で配置しております白鳳中学校のカウンセラーの相談場所を新庄地区にも設け、カウンセリングの充実を図ってまいります。また、特別支援教育の対象となる児童・生徒が近年特に増加し、学校教育現場も児童・生徒や保護者の希望に対応しづらくなりつつあります。地域の子どもは地域で育てることを旨として、新年度は小学校の特別支援教育支援員を1名増員し、よりきめ細やかな対応を図ってまいります。

続いて、芸術・文化活動の振興でございます。まず、芸術・文化の振興につきましては、中央公民館、新庄・當麻両文化会館連携のもと、市民の皆様が多様な芸術・文化に触れることを通して、心豊かな人づくりができるよう努めてまいります。また、地域での学習活動を推進するため、多様なニーズに応じた各種の教室、講座等の学習の場を提供するとともに、市民の皆様が地域の公民館活動等に積極的に参加していただけるよう、生涯学習意欲の向上を図ってまいります。

次に、読書推進と地域を支える人づくりでございます。子どもたちが豊かな感性を育む本に出会い、読書に向かう意欲を高めるよう、家庭、学校及び地域等と連携しながら、読書活動の推進に努めてまいります。また、新年度には奈良県基幹システム共同化の枠組みにおきまして、他団体との図書館システムの共同化を実現させ、コストの削減と業務の効率化を図るとともに、市民の皆様の多様なニーズに対応する資料や情報の提供に努め、暮らしに役立つ図書館を目指してまいります。

次に、第3、徹底した情報公開による市民が主役のまちづくりでございます。

まず、徹底した行財政改革を行いながら市民と一緒にまちづくりでございますが、行財政改革につきましては本市の主要事業として、事務事業市民判定会を事務事業評価の外部評価として位置づけ、引き続き開催してまいります。市民の皆様には本市の事業内容を公開の場で詳しく説明申し上げ、ご理解をいただくとともに、今後の事業展開を判断する資料として継続するかあるいは民間委託にするかなどの判断や、さまざまなご意見をいただくことにより、よりよい事業内容を模索してまいります。さらに、大字懇談会やタウンミーティングには積極的に参加させていただき、葛城市を思う市民の皆様方の情熱に触れながら、直接お伺いさせていただいた貴重なご意見を市政に反映させるよう、努めてまいります。

次に、地域情報化施策の推進でございます。新年度は共同化システム事業の本格実施により、大幅なITコストの削減と行政サービスの質的向上を図ってまいります。また、統合型GISを導入し、各部局が利用しているデータを各部局間で共有できる形で整備し、利用していく庁内横断的なシステムを構築いたします。これによってデータの重複整備を防ぎ、各部署の情報交換を迅速にして行政の効率化を図るとともに、将来のデータ公開時にはより高度な行政サービスの提供を行ってまいります。毎月発行の広報かつらぎやホームページは、行政と市民の皆様をつなぐメディアとして大変重要な媒体でございます。広報かつらぎは、引き続き市民の皆様がわかりやすく読んでいただきやすい魅力あふれる紙面づくりや情報提供に努めてまいります。また、ホームページは知りたい情報を容易に見つけることができ、最新の情報をいち早く掲載できるよう、リニューアルいたします。有料広告の掲載につきま

しても、その推進を図ってまいります。

次に、効率的で効果的な行財政運営でございますが、市税の公平、公正を期し、自主財源の歳入を確保するため、新年度から24時間いつでも納付できるコンビニ収納を導入し、引き続き納期内納付の啓発を行うとともに、滞納処分等により市税収納対策の強化を図ってまいります。一方、現在の厳しい社会情勢の中で納期内納付が困難な方には、その生活実態の把握に努めるとともに、適切な収納対応を心がけてまいります。

続きまして、人材育成でございます。職員の人材育成につきましては、現在、人材育成基本方針に基づき推進を図っているところでございます。引き続き企業研修とあわせて県内外での研修を充実させ、職員全員研修ではメンタルヘルスに重点を置いて現在のニーズに応えるとともに、職員の能力や努力、熱意、さらにチームワークの向上を図ってまいります。また、人事評価制度につきましては、平成23年度は自己評価及び1次、2次評価者による評価のあり方について、評価者研修及び全職員に対する研修を実施し、評価のばらつき範囲を極力少なくするよう取り組んでまいりました。また、評価制度や評価の内容等につきましては、現在、人事評価制度検討委員会を設置して検討を行っているところでございまして、職員が納得できる公平な評価制度の実現に向けて推進をしてまいります。

続きまして、第4の心豊かな人が育ち、だれもが生きがいを持って過ごすまちづくりでございます。まず、安全・安心な子育てでございますが、乳幼児医療費助成につきましては、子育て家庭への経済的支援の一環として、入院と歯科診療分に限って医療費助成を引き続き小学校修了時まで助成してまいります。また、ひとり親家庭等医療費助成制度につきましても引き続き実施してまいります。次に、妊婦健康診査につきましては、引き続き妊娠期間中の健診費用を公費負担として母子の健康管理に努め、安心して妊娠・出産できる体制を確保してまいります。また、健やかな成長・発育のため、特に支援が必要な乳幼児とその保護者に対しましては、発達相談員による子育て相談や療育教室を実施し、関係機関との連携を図りながら引き続き支援を行ってまいります。

続いて、事故や病気に対する安心感の向上でございます。新年度から、高齢者の肺炎を予防し健康を保持していただくために、満65歳以上の方を対象として高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部について助成を行ってまいります。次に、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種につきましては、引き続き接種費用の一部について助成を行ってまいります。子宮頸がん予防ワクチンの接種につきましては、対象者である13歳から16歳相当年齢の女子を対象に予防接種の重要性の周知をするとともに、接種の勧奨に努めてまいります。また、各種定期の予防接種につきましても積極的に接種勧奨を行い、発症予防に努めてまいります。次に、妊産婦の救急対応につきましては、休日・夜間の産婦人科一次救急医療体制に参加し、安心して妊娠・出産できる環境づくりに努めてまいります。次に、休日及び年末年始の急病への対応といたしましては、葛城地区休日診療所とともに、小児の深夜診療には橿原市休日夜間応急診療所による応急診療への負担も引き続き行い、救急時医療体制の確保に努めてまいります。次に、がん検診につきましては、特定年齢に達した方に子宮がん、乳がん、大腸がん検診の無料クーポン券を配布して受診勧奨を行い、受診



率の更なる向上に努めながら、がんの早期発見、早期治療につなげてまいります。次に、傷病者等が発生した場合の対応として、AEDトレーナー器などを用いた救命講習会を継続的に開催いたします。さらに、救急隊員の知識や技術の技能の向上を図り、より一層救急救命に万全を期してまいります。

続いて、食育、食に対する安心感の向上でございます。近年、食習慣の乱れ等による生活習慣病が増加傾向であり、中でも食生活の改善は重要な課題でございます。そこで、新年度は「食育推進計画」を策定し、食についての心身の健康にかかわる知識だけではなく、子どもから成人、高齢者に至るまで正しい食生活の理解と向上を図ってまいります。また、安心・安全な食材を選択する力や健全な食習慣を身につける基礎を培い、食習慣の改善と生活習慣病予防に取り組むとともに、関係機関と連携を図りながら、健全な食育の推進に努めてまいります。

次に、スポーツ活動の振興でございます。新年度は子どもからお年寄りまでスポーツに親しみ、楽しみながら体力づくりが行えるよう、(仮称)葛城市スポーツアドバイザー制度を設置し、著名なアスリートをアドバイザーとして招致し、自らの豊かな経験と卓越した技術をもとに講演や実技指導等をいただくことにより、市民の皆様の体力増進に努めます。また、より多くの市民の皆様にスポーツやレクリエーションに親しんでいただけるよう、引き続き各種スポーツ教室の開催や体育祭を始め、各種スポーツ・レクリエーション大会を開催いたします。その内容、方法等につきましては、体育協会と連携を図りながら協議を重ね、市民の皆様の健康増進及び体力維持、地域のコミュニケーション活性化に貢献できる大会を開催できるよう、取り組んでまいります。また、施設を安心してご利用いただけるよう、点検整備にも努めてまいります。

続いて、健康づくりの推進でございます。新年度は健康なまちづくりを推進する「きらり葛城21」計画の最終年度となります。今までの取り組みの成果を検証するための健康調査と評価を行うとともに、次期健康増進計画「きらり葛城21」の策定を行い、いきいきと健康で住みよい葛城市を目指し、各種団体と連携して健康づくりを推進してまいります。また、特定健康診査、特定保健指導につきましては、一人でも多くの市民の皆様に受診していただくため、さまざまな機会を利用して周知を図り、受診しやすいように健診にも工夫を凝らし、健診結果による保健指導等、生活習慣病の予防に努めながら健康支援を行ってまいります。

続いて、高齢者福祉の充実でございます。本市の高齢化率が22%を超え、確実に高齢化が進行している中、地域社会とのかかわりが希薄になって高齢者が孤立しないよう、引き続き日常生活の支援や見守りなど、地域で高齢者を支える体制づくりを図ってまいります。また、高齢化の進行とともに増加が予測される認知症高齢者やその介護をする方々が安心して在宅生活を送ることができるように、認知症サポーターの育成、発症予防や認知症についての相談など、総合的な対策に取り組んでまいります。さらに、介護を必要とする高齢者や一人暮らしの高齢者への適切、かつ充実したサービスの提供、元気な高齢者の自立支援としての仲間づくりや生きがいつくりなど、社会参加の促進、効果的な介護予防の推進に向けて引き続き努めてまいります。また、新年度から一人暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の方を対象に、

地震発生時における家具の転倒を防止するための器具を取りつけるための費用の一部について、助成を行ってまいります。次に、新年度から平成26年度までの第5期介護保険料につきましては、高齢者の負担を軽減するため、介護給付費準備基金の取り崩しを行い、現行の介護保険料基準額の維持に努めます。また、所得段階別保険料の設定におきましては、第4期で設定した多段階化を継続し、新たに非課税世帯の低所得者に十分に配慮した所得段階の設定を行い、低所得者の負担の軽減を図ります。

続いて、国民健康保険事業・後期高齢者医療制度の運営でございます。国民健康保険につきましては、高齢化社会の急速な進展に伴って医療費が一段と増加する一方で、今日の経済情勢を反映して被保険者の負担能力が低下しており、依然として厳しい財政状況が続いております。このような状況のもと、国におきましては国民皆保険を堅持し、医療保険制度の持続的、かつ安定的な運営を将来にわたって確保するため、これまでさまざまな医療制度の改革が進めてまいられました。中でも、保険者に義務化されました特定健康診査、特定保健指導は新年度で5年目を迎え、当初の計画で目標値を定めた最終年度となります。新年度は節目年齢対象者に無料クーポン券を配布し、一部負担金を助成することにより、受診率が向上するよう努めてまいります。また、生活習慣病をより早い段階で発見し、また、予防及び改善することにより、健康という市民の皆様のかげがえのない財産を守るとともに、医療費の適正化を図り、国民健康保険の安定した運営に努めてまいります。次に、後期高齢者医療制度は平成20年4月の制度施行時から、保険料の軽減措置など順次制度の見直しが行われてきたところでございますが、国におきまして新たな高齢者医療制度の創設に向けた見直しが行われております。この制度の安定した運営が図られ、高齢者の方々に安心して医療を受けていただけるよう、広域連合と緊密に連携し、高齢者の方々の立場に立って取り組んでまいります。

続いて、第5、自然や歴史遺産の豊かさと住みよさが共存するまちづくりでございます。

まず、自然環境の保全でございます。森林資源の保全につきましては、引き続き奈良の元気な森林づくり推進事業として施業放置林整備や獣害に強い里山づくり事業等を実施することにより、森林及び里山の機能回復に努めてまいります。また、鳥獣害対策につきましては、引き続き鳥獣害防止対策協議会におきまして、被害地域の方々や関係団体との連携を密にしながら、山麓地域に被害が増大しておりますイノシシ等の鳥獣害の被害防止に努めてまいります。次に、水道事業につきましては、引き続き原水確保に関係地域のご理解とご協力をいただきながら、県営水道から125万1,000トンの受水を行い、さらなる安定供給を図ってまいります。また、水質の安全対策に万全を期すとともに、各浄水施設の設備改良や配水管の敷設工事等を引き続き行い、今後も効率的に安定した水道事業の運営並びに水道サービスの向上に努めてまいります。

続いて、歴史・文化の保全と交流の促進でございます。市内の歴史遺産を守り、後世に伝えるため、文化財保存事業や遺跡発掘調査などを国や県とともにを行い、大切な文化財の保全を図ってまいります。事業の主なものにつきましては、市内各所の重要文化財などの指定文化財保存修理等に対する事業助成や市内遺跡の発掘調査などでございます。次に、歴史博物

館では本年が「古事記」成立1300年の記念の年に当たり、忍海の地名などがこの「古事記」にもたびたび登場し、この地域が古代史上注目すべき先進文化地域だったと考えられることから、特別展「忍海と葛城」を企画しております。本展では古代に発展していた葛城と忍海の古代文化の様子を数々の展示資料を通してご紹介いたします。また、企画展では葛城の地が古代から薬の産地として有名であったことや、近年に至るまで製薬、売薬業の地として全国的に有名な地域であったことから、薬にスポットを当てその歴史を振り返るなど、市内外の歴史資料を通して本市の豊かな歴史文化を市民の皆様にご紹介してまいります。さらに、市民の皆様にもっと知る葛城学の提唱をさせていただきます。本市には古代より受け継がれてまいりました文化や歴史遺産が数多く存在いたしております。例えば、今年で1008回目を迎える當麻寺の練供養会式や、歴代には数えられておりませんが、日本書紀や古事記にも記述があり、また、平安時代に編纂された扶桑略記の中には、我が国初の女性天皇として記述されている飯豊天皇の陵墓等が市内にございます。このように身近なところにも思わぬ歴史があることを市民の皆様にご紹介いただき、胸を張って葛城市はすごいと自慢できるなど、郷土愛を育てていただく端緒としてご活用いただけるような歴史読本を作成し、市内全戸に配布させていただきます。次に、観光の振興につきましては、當麻寺、二上山等の観光資源を活用した施策を実施するとともに、これらの観光資源をより一層活用するための有識者による諮問会議、(仮称)葛城市観光アドバイザー会議を設立いたします。また、日本最古の官道であります竹内街道につきましては、推古天皇21年、西暦613年に開通したことが「日本書紀」に記述されており、来年で開通1400年を迎えることから、竹内街道をPRするためのイベント等を行うための準備委員会を設立し、観光客のさらなる誘致に努めてまいります。また、相撲館におきましては、市観光協会、相撲甚句会、観光ボランティアガイド等と連携を図り、観光行政の充実を図ってまいります。

次に、地域産業の振興でございます。本市における農業は担い手不足、高齢化、耕作放棄地の増加等、非常に厳しい状況にあります。このことを踏まえつつ、葛城市農政活性化推進協議会におきまして、葛城市の農業や農地は市民で守るを基本に、農業の活性化を図るため、担い手対策、耕作放棄地再生利用、地産地消等を各地域の農業者や関係団体の方々と協議を重ねながら、次世代を見据えた農業施策の推進に取り組んでまいります。次に、ゆめフェスタin葛城につきましては、引き続き市民の皆様の交流の場を提供し、市内商工業、観光、農林業をはじめ、全ての産業の活性化を図り、そこに健康づくりも一体化することにより、より魅力のある元気なまちづくりの推進を目的に実施してまいります。次に、土地改良事業につきましては、農業用河川工作物応急対策事業等を実施し、生産基盤と農村生活環境の整備を推進してまいります。次に、商工業の振興につきましては、中小企業資金融資制度、中小企業者経営改善資金利子補給、小規模事業者特別小口融資保証料助成を新年度も引き続き実施し、中小企業者の経営安定、合理化に向けた支援を行ってまいります。加えて、商工会運営補助等の支援を行い、商工会との連携も密にし、商工業者が求めておられる支援制度や行政の新しい役割の発掘に向け取り組んでまいります。

以上、平成24年度の重点施策と市政運営につきまして、ご説明申し上げます。冒頭にも

申し上げましたとおり、私の市政運営も総仕上げの年を迎え、葛城市の更なる発展を考えていく上でも非常に重要な年になると承知しております。私は市長就任以来、葛城市を市民の皆様にとって愛されるまち、住みよいまち、住み続けたいまちとするために、終始一貫ぶれることなく一心に市政運営に取り組んでまいりました。そして、市民の皆様の幸せづくりの応援団長として、市民の皆様とともにこれまで以上に絆を実感できるまちづくりに取り組んでまいります。そのためにはしっかりと誠実に公務を務め、時間の許す限り市民の皆様との交流を図り、そのお声に耳を傾けるとともに、あらゆる方面からいち早く有益な情報をキャッチし、新たなことにも積極的に挑戦してまいります。議員の皆様をはじめ市民の皆様のご支援、ご協力を心よりお願い申し上げますとともに、今回提案しております諸議案につきましてよろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

**西川議長** 施政方針は以上であります。

これより議案審議に移ります。

日程第4、議第1号並びに日程第5、議第2号の人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについての2議案を一括議題といたします。

なお、本2案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本2案を事務局長に朗読させます。

**福井事務局長** 命により朗読いたします。

議第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を候補者として推薦いたしたく議会の意見を求める。

記

住所 葛城市尺土●●●

氏名 辻本八栄子

昭和●年●月●日生

平成24年3月9日提出

葛城市長 山下和弥

続きまして、議第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、下記の者を候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求める。

記

住所 葛城市當麻●●●

氏名 木下忠則

昭和●年●月●日生

平成24年3月9日提出

葛城市長 山下和弥

以上でございます。

西川議長 本2案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第1号及び議第2号の2議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見を求めるものでございます。

最初に、議第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについてでございますが、本案につきましては人権擁護委員の辻本八栄子氏が本年6月30日付をもって任期満了となりますが、引き続き葛城市尺土●●●、辻本八栄子氏を推薦いたしたく、提案するものでございます。

次に、議第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることについてでございますが、本案につきましては人権擁護委員の木下忠則氏が本年6月30日付をもって任期満了となりますが、引き続き葛城市當麻●●●、木下忠則氏を推薦いたしたく、提案するものでございます。

以上、提案いたしました2名の人権擁護委員候補者につきましては、人格、識見ともに優れており、最適任者であると認め推薦いたしたいので、よろしくご同意を賜りますよう、お願いを申し上げます。

西川議長 これより質疑に入りますが、本2議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第4、議第1号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第1号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

西川議長 ご異議なしと認めます。よって、議第1号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第5、議第2号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

西川議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第2号議案を採決いたします。

本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。よって、議第2号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第6、報第1号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。本件につき、提出者の説明を求めます。

副市長。

**杉岡副市長** おはようございます。それでは、ただいま報第1号で上程いただきました、平成24年度葛城市土地開発公社経営状況の報告につきまして、お手元の平成24年度葛城市土地開発公社予算書におきましてご説明を申し上げます。

それでは、1ページの方をお開きいただきたいと思います。第1条、平成24年度葛城市土地開発公社の予算書は次の定めるところにより、第2条、収益的収入及び支出の予算額は収益的収入が2億8,305万円、収益的支出は2億7,832万円となっております。

次に、第3条、資本的収入及び資本的支出でございますが、資本的収入が1億632万円、資本的支出が3億8,424万円でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対する不足額2億7,792万円は、損益勘定留保資金をもって補てんするものとなっております。

次に、第4条でございます。借入金でございますが、限度額を35億円と定めさせていただいております。

次に、予算書の内容の説明でございます。4ページにお開きをいただきます。平成24年度の事業計画書でございます。取得事業の明細書でございますが、新庄駅前通り線街路事業用地が土地1筆35.99平方メートル、補償費1件の取得費が4,432万円、公有地の取得の事業といたしまして5,000万円の枠取りを計上しておりまして、取得事業合計では9,432万円でございます。

次に、売却事業明細でございますが、新庄駅前通り線街路事業用地といたしまして、売却原価が土地1筆35.99平方メートル、補償費1件で4,521万円、売却収益は4,566万円でございます。次に、多目的広場用地では、売却原価が土地1筆444.52平方メートル、7,747万円、売却収益は7,825万円でございます。次の柿本・笹堂地内道路用地では、売却原価が土地10筆380.17平方メートル、補償費8件で1,350万円、買収収益は1,364万円でございます。次の尺土駅前周辺整備事業用地では、売却原価が土地3筆、292.86平方メートルで1,273万円、売却収益は1,285万円でございます。次の公園・緑地整備事業用地（給食センター整備用地）といたしまして売却原価が土地3筆、4,429.97平方メートルで、1億2,901万円、売却収益は1億3,249万円、売却事業合計は土地18筆、補償費9件の売却原価2億7,792万円、売却収益2億8,289万円でございます。

次に、5ページの方をお開きいただきたいと思います。平成24年度の資金計画でございます。まず、受入資金では前期繰越資金が9,818万8,000円、公有地取得事業収益が2億8,289万円、事業外収益が16万円、借入金金が1億632万円、合計4億8,755万8,000円でございます。一方、支払資金では公有地取得事業費が1億632万円、一般管理費が40万円、借入金償還金が2億7,792万円、翌年度繰越資金が1億291万8,000円、合計4億8,755万8,000円ござい

ます。

次に、6ページをお願いいたします。平成25年3月31日までの予定の損益計算書でございます。1番の事業収益では、公有地取得事業が収益2億8,289万円、2番の事業原価では、公有地取得事業原価が2億7,792万円、差引事業総収益は497万円でございます。3番、一般管理費は40万円で、事業損失も同額の40万円でございます。4番、事業外収益では受取利息が1万円、雑収益が15万円、事業外収益合計が16万円でございます。事業収益497万円に事業外収益16万円を加え、事業損失40万円を差し引きいたしまして、経常利益は473万円、当期純利益も同額の473万円でございます。

次に、7ページに移らせていただきます。平成25年度3月31日の予定貸借対照表でございます。資産の部では流動資産の現金及び預金が748万8,000円、公有用地が5,000万円、代行用地が2億7,163万円、流動資産合計が3億2,911万8,000円、資産合計も同額の3億2,911万8,000円でございます。負債の部では流動負債の借入金が2億2,120万円、未払金がゼロで、流動負債合計2億2,120万円、負債合計も同額の2億2,120万円でございます。資本の部では、資本金の基本財産が500万円、資本金合計も同額でございます。

次に、準備金は前期繰越準備金が9,818万8,000円、当期純利益473万円、準備金合計は1億291万8,000円、資本合計は1億791万8,000円でございます。負債資本合計は3億2,911万8,000円、上記の資産合計と同額でございます。

次に、8ページをお開きいただきたいと思っております。収益的収入及び支出の予算の説明書でございますが、まず収入の部でございますが、公有地事業収益といたしまして公有地売却収益が2億8,289万円、事業外収益の受取利息として1万円、雑収益は15万円、収入合計は2億8,305万円でございます。

次に、9ページの方をお開きいただきたいと思っております。続きまして支出の部でございます。事業原価といたしまして、公有地売却原価が2億7,792万円、一般管理費の経費では需用費5万円、委託料30万円、負担金2万円、公租公課といたしまして3万円、経費の合計が40万で、支出合計2億7,832万円でございます。

次に、10ページをお開きいただきたいと思っております。資本的収入及び支出の予算の説明書でございます。収入といたしまして、借入金1億632万円でございます。続きまして、11ページをお開きいただきたいと思っております。支出といたしまして、公有地取得事業が1億632万円、借入金償還金が2億7,792万円で、支出合計3億8,424万円でございます。

恐れ入りますが、2ページの方にお戻りいただきたいと思っております。第1表の収益的収入及び支出予算でございますが、先ほどの8ページ、9ページで付属書類の説明で説明いたしましたとおり、収入は事業収益と事業外収益で合計2億8,305万円、支出が事業原価と一般管理費で合計2億7,832万円でございます。

最後に、3ページの方へお移りください。第2表の資本的収入及び支出予算も先ほど10ページ、11ページで説明させていただきましたように、収入は1億632万円、支出の部が公有地取得事業費と借入金償還金合計で3億8,424万円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

す。

**西川議長** これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。  
なお、本件は法の規定により報告のみでございますので、ご了承願います。  
ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時35分

再 開 午前11時45分

**西川議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの報第1号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告について、一部訂正の申し込み  
がございますので、了承をいたします。

どうぞ、副市長。

**杉岡副市長** 今、議長から発言ございましたように、先ほど土地開発公社の経営状況の報告の中で、  
4ページでございます。その説明の土地売却事業明細の中で、補償4件のところを8件と発  
言をしてしまいました。ここに改めまして、8件と申しましたのを4件と訂正させていただ  
きます。よろしくお願いいたします。

**西川議長** 以上、訂正の申し込みがありましたので、了承することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

次に、日程第7、議第3号議案を議題といたします。本案につき、提案者の説明を求めま  
す。

市長。

**山下市長** ただいま議題となりました議第3号、市道の認定につきまして、提案理由の説明を申し上  
げます。

本案につきましては、尺土駅前広場整備事業に伴います代替地用地に係る計画路線を新た  
に認定するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

**西川議長** これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第3号議案については、都市産業常任委員会に付託し、  
審査を願います。

次に、日程第8、議第4号から日程第17、議第13号までの条例の制定及び改正議案10議案  
を一括議題といたします。本10議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。



**山下市長** ただいま議題となりました議第4号から議第13号までの10議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に議第4号、葛城市議会議員及び葛城市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例を制定することについてでございます。本案につきましては、本市の市議会議員及び市長の選挙の執行に際し、本市選挙管理委員会で選挙公報を発行することにより、候補者の氏名、経歴、政策などを有権者の皆様によく知っていただき、投票の指標としていただくため、公職選挙法第172条の2の規定に基づき、本条例を制定するものでございます。内容といたしましては、発行の方法、掲載の申請方法、発行手続、配布の方法及び発行の中止等について規定するものでございます。平成24年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第5号、葛城市地域振興基金条例を制定することについてでございます。本案につきましては、市民の連帯の強化、地域の振興等に要する経費の財源に充てるために、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、本条例を制定するものでございます。内容といたしましては合併支援の1つであり、ソフト事業面における合併特例債の活用ということで、基金造成を行うものでございまして、基金の設置、積立て管理等について規定するものでございます。平成24年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第6号、葛城市水道事業の剰余金の処分等に関する条例を制定することについてでございます。本案につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、略して地域主権改革一括法の公布による地方公営企業法の一部改正に伴い、本条例を制定するものでございます。内容といたしましては、毎事業年度、水道事業において生じた利益剰余金及び資本剰余金の処分及び欠損の処理に関する政令基準が廃止されたことなどに伴い、当該基準等を市条例で規定するものでございます。平成24年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第7号、葛城市税条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方公共団体法に関する暫定措置法の一部を改正する法律、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容といたしましては、最初に個人市民税に関する改正として、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保のために個人市民税の均等割の税率改正により、平成26年度から平成35年度までの各年度に限り、標準税率に年額500円を加算するものです。本改正部分につきましては、公布の日から施行するものでございます。次に、同じく個人市民税に関する改正として退職所得の10%税額控除の廃止となっております。本改正部分につきましては、平成25年1月1日から施行するものでございます。次に、市たばこ税の改正として、法人実効税率の引下げと課税ベースの拡大に伴う道府県と市町村の増減収を調整するため、道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するための税率改正となっております。本改正部分につきましては平成25年4月

1日から施行するものでございます。

次に、議第8号、葛城市公民館条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、地域主権改革一括法の公布による社会教育法の一部改正に伴い、葛城市公民館運営審議会の委員の委嘱の基準について改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、委員の基準を学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、または学識経験を有する者とし、その中から教育委員会が委嘱する旨の改正を行うものでございます。平成24年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第9号、葛城市歴史博物館条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、地域主権改革一括法の公布による博物館法の一部改正に伴い、葛城市歴史博物館協議会の委員の委嘱の基準について改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、先ほどご説明いたしました葛城市公民館条例の一部改正と同様の委員の基準を規定するものでございます。平成24年4月1日から施行するものでございます。

次に、議10号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画期間における介護保険料の改定によるもので、基準段階である第4段階の保険料額4万9,200円、月額4,100円については変更せず、まず本人、世帯ともに非課税層の第3段階の特例として、課税年金収入額等が120万円以下の所得段階層を加え、第4段階の特例として、課税年金収入額等が80万円以下の所得段階層を継続し、現在の保険料段階の8段階から9段階への改正を行うものでございます。平成24年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第11号、葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、最近市内におきまして、ごみステーションに排出された新聞紙やアルミ缶等の資源ごみの抜き取り行為が頻繁に発生しております。この事態に対処するため、罰則規定等を設ける改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、排出された資源ごみの所有権は市に帰属するものであり、この資源ごみは市または市の指定する者以外は収集運搬を行ってはならないこととし、これに違反すれば注意を促し、その注意に従わない場合は3万円以下の罰金または科料に処することを規定するものでございます。平成24年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第12号、葛城市営住宅条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、地域主権改革一括法の公布による公営住宅法の一部改正に伴い、本条例の改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、市営住宅の入居者の資格等を市条例で規定するものでございます。平成24年4月1日から施行するものでございます。

次に、議第13号、葛城市火災予防条例の一部を改正することについてでございます。本案につきましては、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が公布され、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物の品名に追加されることに伴いまして、本条例の附則の改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、新たに指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、または取り扱うこととなるものの一定の貯蔵及び取り扱いに係る技術上の基準並びに位置、構造及び設備の技術上の基準について経過措置を設けるもので

ございます。平成24年7月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

**西川議長** これより質疑に入りますが、本10議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第4号、議第5号、議第7号から議第9号及び議第13号の6議案については総務文教常任委員会に、議第6号、議第10号、議第11号の3議案については民生水道常任委員会に、議第12号議案については都市産業常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第18、議第14号から日程22、議第18号までの、平成23年度各会計補正予算5議案を一括議題といたします。本5議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

**山下市長** ただいま議題となりました議第14号から議第18号までの5議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議第14号、平成23年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億1,100万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億5,060万2,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、今年度における予算の執行状況を把握した中での不用額等の減額、国の3次補正に伴う緊急防災減災事業の追加、また、国の4次補正に伴う農業体質強化基盤整備促進事業の追加、その他事業費の確定に伴う国、県支出金等の額の調整等を行うものでございます。第2条では国鉄・坊城線整備事業に係る継続費の補正、また、第3条では繰越明許費といたしまして、地域循環型社会形成推進事業、水と農地活用促進事業、農業体質強化基盤整備促進事業、道路新設改良事業、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業、街路事業、消防救急無線デジタル化工事実施設計業務、全国瞬時警報システム（Jアラート）整備事業、新庄小学校附属幼稚園園舎改築工事実施設計業務の10事業をお願いするものでございます。第4条では、地方債の追加及び補正をお願いするものでございます。

次に、議第15号、平成23年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,121万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億395万4,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費の追加及び一般被保険者療養費の減額によるものでございます。

次に、議第16号、平成23年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございますが、本案につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,499万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,972万5,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、歳出では保険給付

費の減額で6,505万2,000円、歳入ではそれに伴います介護給付費負担金の国庫県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金などの減額となっております。

次に、議第17号、平成23年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第2号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ377万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,676万5,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、今年度における予算の執行状況を把握した中での不用額等の調整を行うものでございます。

次に、議第18号、平成23年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございますが、本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,582万3,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、過年度分の保険料還付金の追加によるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

**西川議長** これより質疑に入りますが、本5議案については一括質疑といたします。  
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております5議案につきましては、3つの常任委員会及び2つの特別委員会へ付託いたします。

総務文教常任委員会には議第14号の関係部分及び議第17号の2議案を、民生水道常任委員会には議第14号の関係部分、議第15号、議第16号及び議第18号の4議案を、都市産業常任委員会には議第14号議案の関係部分をそれぞれ付託し、審査願います。そして、新クリーンセンター建設事業特別委員会には議第14号の関係部分を、尺土駅前広場整備事業特別委員会には同じく議第14号の関係部分をそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第23、議第19号から日程第32、議第28号まで、新年度予算10議案を一括議題といたします。本10議案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

**山下市長** ただいま議題となりました議第19号から議第28号までの10議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

最初に議第19号、平成24年度葛城市一般会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は155億5,000万円ございまして、前年度当初予算額と比較いたしますと、7億6,800万円、率にいたしまして5.2%の増となっております。主な事業といたしましては、保育所整備事業、地域循環型社会形成推進事業、団体営土地改良事業、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業、地域活性化事業、吸収源対策公園緑地事業、学校施設整備事業などとなっております。また、歳出の性質別経費での構成比につきましては人件費、扶助費、公債費などの義務的経費が40.8%、普通建設事業費などの投資的経費が24.2%、繰出金、物件費などのその他が35%となっております。歳入につきましては、市税では40億8,091万9,000円

で前年度比0.04%の増、地方交付税では37億3,000万円の前年度比11.3%の伸びを見込んでおります。また、基金の繰入金といたしまして4億500万円を計上いたしております。次に、第2条の継続費につきましては、平成24年度から平成26年度までの3カ年で執行しようとする地域循環型社会形成推進事業の総額、年割額等を定めるものでございます。第3条の債務負担行為につきましては、葛城市土地開発公社の債務保証限度額を35億円と定めるものでございます。第4条の地方債につきましては、合併特例債ほか4件の起債の限度額を33億3,230万円と定めるものでございます。第5条の一時借入金につきましては、借り入れの限度額を35億円と定めるものでございます。第6条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めたものでございます。

次に議第20号、平成24年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてでございます。予算の総額は39億300万円でございます。前年度当初予算と比較いたしますと、2億2,900万円、率にして6.2%の増となっております。歳出の主なものといたしまして、保険給付費で26億4,934万4,000円、後期高齢者支援金等で5億3,403万7,000円、介護納付金で2億2,288万4,000円、共同事業拠出金で4億4,467万3,000円、特定健康診査・特定保健指導を含め保健事業として2,833万9,000円となっております。これらの財源には国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、一般会計繰入金などを見込んでおります。また、第2条の一時借入金につきましては、借入限度額を事業勘定1億円と定めるものでございます。第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第21号、平成24年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてでございますが、保険事業勘定では予算の総額は19億6,370万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと2,060万円、率にして1.1%の増となっております。歳出の主なものといたしましては、保険給付費で18億5,975万6,000円、地域支援事業費で5,450万円となっております。これらの財源には保険料、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金などを見込んでおります。また、介護サービス事業勘定では、予算の総額は2,685万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、525万円の増となっております。歳出の主なものといたしましては、サービス事業費で1,475万1,000円となっております。これらの財源には介護予防サービス費収入、一般会計繰入金などを見込んでおります。また、第2条の一時借入金につきましては借入限度額を保険事業勘定7,000万円と定めるものでございます。第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第22号、平成24年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は15億9,400万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、700万円、率にして0.4%の減となっております。歳出の主なものといたしましては、維持管理費としまして3億3,130万9,000円、公共下水道事業費では2億2,183万9,000円、公債費では10億4,085万2,000円でございます。これらの財源には下水道使用料、国庫支出金、一般会計繰入金、地方債などとなっております。また、第2条の地方債でございますが、下水道

事業債の限度額を1億8,100万円と定めるものでございます。第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高限度額を5億5,000万円と定めるものでございます。

次に、議第23号、平成24年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は4億5,500万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと1億6,220万円、率にして55.4%の増となっております。歳出の主なものといたしましては、給食材料費で1億8,006万4,000円、学校給食センター建設事業費で1億6,598万4,000円となっております。また、これらの財源には学校給食負担金、一般会計繰入金などを見込んでおります。また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高限度額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、議第24号、平成24年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は80万9,000円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと、1,000円の減となっております。歳出の主なものといたしましては、公債費償還で65万9,000円となっております。これらの財源には貸付金回収管理組合配分金、一般会計繰入金などを見込んでおります。また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高限度額を100万円と定めるものでございます。

次に、議第25号、平成24年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は2,066万円でございます。前年度当初予算額と比較しますと1,919万円、率にして48.2%の大幅な減となっております。歳入の主なものといたしましては、前年度は墓地公募の年であり、また、従前よりの墓地管理料を3年ごとに納付いただく年であったことによるものでございます。歳出の主なものといたしましては、霊苑周回道路等の工事請負費で1,288万円及び霊苑送迎バス運行委託料に28万円を計上させていただいております。また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高限度額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、議第26号、平成26年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は1,845万1,000円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと355万3,000円、率にして23.8%の増となっております。歳出の主なものといたしましては、職員給与等で816万3,000円、介護認定審査会委員報酬432万円、障害程度区分判定審査会委員報酬90万円などとなっております。また、これらの財源には介護認定審査会共同設置負担金、介護保険特別会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第27号、平成24年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は2億9,900万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと2,320万円、率にして8.4%の増となっております。歳出の主なものといたしまして、後期高齢者医療広域連合納付金で2億9,607万7,000円となっております。また、これらの財源には後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金等を見込んでおります。

最後に、議第28号、平成24年度葛城市水道事業会計予算の議決についてでございますが、平成24年度の業務予定量といたしまして、給水戸数が1万3,329戸、年間総配水量は500万6,000トンを予定いたしております。収益的収入は7億3,405万5,000円、収益的支出は7億

440万円でございます。支出の主な内容につきましては、県水受水費を含む原水及び浄水費で3億1,944万6,000円、総係費で1億298万1,000円、減価償却費で1億6,890万円となっております。次に、資本的収入は2,960万円、資本的支出は3億7,021万5,000円でございます。不足する3億4,061万5,000円につきましては、損益勘定留保資金などで補てんを予定いたしております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願いを申し上げます。

**西川議長** これより質疑に入りますが、本10議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**西川議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。ただいま議題となっております議第19号から議第28号までの10議案については、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**西川議長** ご異議なしと認めます。

よって、9人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。なお、会議は午後2時30分から再開をいたします。

休 憩 午後0時16分

再 開 午後2時30分

**西川議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員の選任については委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり議長において指名いたします。なお、委員長、副委員長につきましても委員会条例第7条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き選任いただいておりますので、ご報告いたします。

予算特別委員会委員長、赤井佐太郎君。同じく副委員長、寺田惣一君。

以上です。

これで、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議はお手元の日程表のとおり、12日、13日、28日、それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、14日午前9時30分から民生水道常任委員会、15日午後2時から都市産業常任委員会、16日午後1時から総務文教常任委員会、19日午前9時30分から新クリーンセンター建設事業特別委員会、同じく19日午後2時から尺土駅前広場整備事業特別委員会、21日、22日、23日いずれも午前9時30分から予算特別委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては日程表の日時に審査をよろしく願います。

皆様方には、早朝より慎重にご審議賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午後 2 時 3 2 分